

相馬市臨時宿泊助成事業業務委託プロポーザル（公募型）

質問回答書

No.	ページ・項目等	質問事項	回答事項
1	本業務の契約形態について	・本業務は、仕様書に定める業務を対象とした総価型の請負契約との認識で相違ないでしょうか。	・ご認識のとおり、仕様書に定めた業務の総価請負契約となります。 なお、仕様書の最終的な内容については、企画提案書に基づき、プロポーザル審査会で選定された業務委託候補者と市で協議の上、確定することになります。